

志摩市における「宿泊税」の導入（案）に関する 意見募集結果について

1. 意見募集の期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）～令和 8 年 2 月 20 日（金）

2. 計画（案）の公表方法

志摩市ホームページへの掲載

市役所 1 階ロビー（情報コーナー）での閲覧

税務課（志摩市役所 2 階⑨番窓口）の窓口での閲覧

観光・プロモーション課（志摩市役所 3 階⑬番窓口）の窓口での閲覧

各支所窓口での閲覧

3. 意見等の提出方法

税務課又は観光・プロモーション課窓口への書面の持参

各支所窓口への書面の持参

郵送

ファクシミリ

電子メール

4. 募集結果

意見等の提出件数：2 件

	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	【原文のまま掲載】 1. 宿泊税導入については賛成です。 2. 〃 の用途を予算上で明確にする。 3. P7～P8 4 宿泊税の用途についてハード事業については、整備計画を査定して、総合計画に位置付けを行い、計画的に整備を行う。 4. 草かり、伐採、海岸清掃については、管理者が行うべきである。	1. いただいたご意見は、今後の施策を推進する上で、参考とさせていただきます。 2. 宿泊税の用途にかかる予算の執行については、透明性を確保し、効果的な活用を目指して参ります。 3. 資料の記載は用途の一例であり、実際には別途「用途検討委員会」（仮称）を設置し、事業者の皆さまのご意見を反映しながら具体的な用途を決定して参ります。いただいたご意見は、今後の施策を推進する上で、参考とさせていただきます。

		<p>ます。</p> <p>4. 資料の用途は一例であり、観光資源としての磨き上げや、よりよい環境整備における活用例をお示したものです。実際の用途については、今後設置する用途検討委員会において協議して参ります。</p>
2	<p>【原文のまま掲載】</p> <p>○宿泊税導入案に示されているように「宿泊税」の導入による自主財源の確保により、観光関連産業を基本とした持続的なまちづくりの政策には賛成します。しかしながら、「特別徴収義務者に対する報奨金」の支出については反対します。</p> <p>○宿泊税の用途は、観光産業の発展を主に対象としています。同税の特別徴収義務者である旅館業等を営む方々にとっては、徴収した税は、「目的税」として自分たちのお客（宿泊を含む訪問客）への還元を基本としていることから、言い換えれば、まさしく自分たちに関係ある対象に対する利益のために徴収しているといっても過言ではないと思います。直接・間接的に特別徴収義務者の利益になっていくものと考えます。このように、特別徴収義務者自身の利益が大にもたらされるのに、さらに「報奨金」として金銭を授受されるのはいかなるものか。もちろん、最終的には、志摩市、志摩市民のためになることは言うまでもありませんが。</p> <p>○他方、消費税にしましても、一般商店ほか事業主等が客から徴収し国へ納付しますが、報奨金などはありません。</p> <p>市税では、市県民税の徴収に対して、</p>	<p>宿泊税の導入検討につきましては、令和6年7月に宿泊事業者向け勉強会、同年9月に宿泊事業者向けアンケートを実施した後に「志摩市宿泊税検討委員会」を令和7年1月までに4回開催いたしました。</p> <p>そのなかで納期限内に納付していただいた宿泊税の2.5%を特別徴収義務者報奨金として支払う旨の提言が示されました。加えて、課税要件については、志摩市の観光を取り巻く状況、関係事業者等の意見等も踏まえつつ、導入時期も含め決定及び制度構築を行うことを求める提言があります。</p> <p>全国的に見ましても法定外目的税として宿泊税を導入（予定）しているほとんどの自治体では、2.5%から6.0%の特別徴収義務者報奨金を支払うこととしています。</p> <p>志摩市においても、宿泊税検討委員会からの提言を受け、宿泊事業者説明会等でいただいた意見も参考にしながら、事業者の皆様の事務負担の軽減に繋げるとともに納期内納付の推進を図ることを目的に特別徴収義務者報奨金を6.0%とすることを目指していきたいと考えております。</p>

各々事業所が特別徴収義務者として従業員から徴収し、市役所税務課へ納付しますが、これも一般財源として使用され、当該事業所に対する特別な充当もなく、また、手数料や報奨金もないが、市の財源の確保のため徴収義務を果たしています。このことから宿泊税の特別徴収義務者だけに対する報奨金支給には反対です。

○また、「宿泊税」とは直接関係ありませんが、志摩市「入湯税」の徴収に関しても、目的税として徴収され、市の政策として観光の維持、発展を目的に観光協会に補助金(助成金)が支出されていますが、同協会からさらに入湯税特別徴収義務関係者にその一部が還元されていることを参考としたのならば、最終的な税金の用途についての検討が必要だと思います。

○以上、いろいろ書きましたが、宿泊税導入自治体において、〇〇市では報奨金が何%、▲▲町では報奨金が何%、だから志摩市も報奨金が何%だというのではなく、たとえ、法定外目的税で、当該市町村の自由裁量権が認められるとしても、報奨金を支給するという前提を考え直すべきと思います。

○市の独自財源を確保するために「宿泊税」を課することには、賛成があります。市長を先頭に職員の皆様が、より良い志摩市の建設・維持のために知恵を出し合い、尽力をされていることに対しまして感謝いたします。